

公募公告(再度)

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター庁舎内に自動販売機の設置・運営を希望する者の募集を下記のとおり公告します。

令和5年11月22日

国立障害者リハビリテーションセンター

総長 芳賀 信彦



1. 委託業務の実施場所

福岡市西区今津4820番地の1

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター

2. 業務内容

自動販売機の設置・運営 1者 (詳細は公募要領による)

3. 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、かつ、運営及び管理について適正な履行が確保される者であること。
- (3) 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター自動販売機設置・運営事業者公募要領の交付を受けた者であること。
- (4) 法人等(個人、法人、又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、又は支店、若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団、又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団、又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(8) 役員等が、暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(9) 暴力団、又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

5. 選考方法

公募による企画競争による。

6. 提出書類

公募要領のとおり。

7. 公募要領等の交付

・日 時 令和5年11月22日(水)～令和5年12月5日(火) 17:00

・場 所 〒819-0165 福岡市西区今津4820番地の1

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター庶務課会計係

8. 応募締切日

令和5年12月12日(火) 15:00必着

9. 書類提出先

〒819-0165 福岡市西区今津4820番地の1

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター庶務課会計係

なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

10. 本件問い合わせ先

〒819-0165 福岡市西区今津4820番地の1

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター庶務課会計係 本村

TEL : 092-806-1361 FAX : 092-806-1365 E-mail : motomura-yuu.4x1@mhlw.go.jp